

質問回答（1回目）

「俵ヶ浦半島自然観光公園化計画」策定に向けた民間提案募集」の募集要項等に関する質問について回答します。

第1回質問受付期間：令和7年4月11日（金）午後5時まで

番号	資料	ページ	項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	4	1-3 本公募の位置づけ	(1) パートナー事業者の業務内容に、「パートナー事業者は本市と対話を行いながらマスタープラン策定の支援を実施する」と記載があるが、現時点での貴市側の対話の進め方のイメージはあるか。	現時点において、具体的な対話の進め方はなく、対話の進め方や策定支援の内容については、提案を踏まえ、協議の上決定したいと考えています。 事業者からの提案として、募集要項（P.13）2-3（2）提案を求める内容⑤（テ）に記載している「設定したコンセプト・ターゲットの実現に向けて、必要かつ効果的なマスタープラン策定のプロセスを提案すること」としており、本市と事業者の対話、ステークホルダーとの対話の進め方を含めたプロセス提案を求めています。
2	募集要項	4	1-3 本公募の位置づけ	(1) パートナー事業者の業務内容に、「パートナー事業者は本市と対話を行いながらマスタープラン策定の支援を実施する」と記載があるが、マスタープラン策定のために調査等が必要になった際、その調査費等は行政側の負担となるか。	マスタープラン策定支援においては、パートナー事業者決定後、協議の上、予算を見積りし、予算化することを予定しています。 マスタープラン策定支援において、協議の上必要となる調査等の費用は本市負担と考えており、募集要項（P.4）1-3（1）に記載のマスタープラン策定の支援に係る業務委託料にて負担することを想定しています。

3	募集要項	4	1-3 本公募の位置づけ	マスタープラン策定のための調査等をパートナー事業者以外に外注することはできるのか。	業務委託契約については、パートナー事業者との契約を想定しており、権利義務の譲渡等の禁止事項を契約書には記載することが一般的であり、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は第三者へ再委託することができることを想定しています。 【参考】本市の契約書雛形（権利義務の譲渡等の禁止） 第8条 受注者は、第三者に対し業務の一部若しくは全部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 2 受注者は発注者の承諾により第三者へ再委託を行う場合は、再委託先との間で、本契約に基づいて受注者が発注者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。
4	募集要項	4	1-3 本公募の位置づけ	マスタープラン策定業務遂行にあたり事業者側で負担が必要になる（可能性がある）項目があればご教示願いたい。	マスタープラン策定業務を遂行するにあたり、協議の上必要となるパートナー事業者が行う調査や検討費用は本市が負担することを想定しています。

5	募集要項	4	1-3 本公募の位置づけ	(1) パートナー事業者の業務内容に、「マスタープラン策定の支援に係る業務委託料等についても協議する。」と記載があるが、現時点での貴市側の予算はいくらか。	マスタープラン策定の支援業務は令和8年度にて実施する予定としています。 パートナー事業者の決定後、協議の上、予算を見積し、令和8年度予算として計上することを予定しており、令和8年度予算は市議会へ附議したうえで決定するものであることから、現時点で予算額を明示することができません。
6	募集要項	5	図表：半島振興の流れ	本ページで言及されている「ステークホルダー」とは具体的に誰のことを指すのか。	マスタープランにて設定するコンセプトに応じて連携を図る必要がある団体等がステークホルダーになると考えており、例えば、 ● 一般社団法人チーム俵 ● 半島内公有施設の管理受託者 ● させばパール・シー(株) (森きらら・海きららの指定管理者) ● 佐世保観光コンベンション協会 などの団体等が想定されます。
7	インフォメーション・パッケージ	31	2-5都市計画について	開発に伴い必要になる用途変更は、マスタープラン策定後、事業者が選出されたタイミングで実施する認識でよいのか。	ご認識のとおりです。 マスタープラン策定中に都市計画に関しての制度設計を関係部局と協議しながら進めることを想定しており、公有施設の活用事業や既存建築物の活用事業に関し、必要となる都市計画の手続き（用途変更の許可）は実施主体（民間事業者又は本市）により行うことを想定しています。 また、既存建築物に対する建築基準法上の用途変更の手続きに関しても同様です。